

委 託 業 務 仕 様 書

(四日市市上下水道局 水道維持課)

(優先順位)

第 1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第 2
- 1 本委託の業務にあたっては、「三重県業務委託共通仕様書（平成 27 年 11 月）」を準用する。
 - 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受注者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
 - 3 この契約による委託業務の受託者は、委託業務をするに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。
 - 4 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第 3 契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、

四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- 1) 断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに工事発注所属へ報告し、捜査上必要な協力をする。
- 2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、工事発注所属と協議を行う。

(3) 上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第 4 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

制定 平成19年12月10日

改正 平成20年 4月 1日

改正 平成21年 4月 1日

改正 平成28年 4月25日

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市上下水道局（以下「甲」という。）は必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」をいう。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する

場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書

1. 作業内容

パイプヒーム形式（橋梁添架形式） 基本設計なし

設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成

設計協議（第1回打合、中間打合2回、最終打合）

現地調査

施工計画

関係機関との協議資料作成

2. 測量データについて

測量データ（平板、横断、縦断等）及び橋梁設計データは、国土交通省北勢国道事務所にて発注された測量設計業務委託の成果を使用する。国土交通省北勢国道事務所及び測量設計業務委託受注者との工程調整、データやり取り等を行うこと。

3. 関係機関との協議資料作成

関係機関との協議書及び占用申請書の作成を行うものとする。また、工事で必要となる各申請書の作成提出までとする。

4. 設計条件

配管について、使用材料はステンレス管にて設計すること。

水管橋 L = 55.0m

設計範囲 橋台背面伸縮可とう管（埋設）～橋台背面伸縮可とう管（埋設）

5. 成果物について

- ・ 成果物の提出部数は、報告書A4版両面印刷3部、図面3部、縮小図面（A3相当）2部提出する。
- ・ 上記に関する電子データ（CD-R等）
CADデータはJW-CAD、AUTO-CADで読取、修正が出来るものとする。
- ・ 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督員に協議承諾を得たものについては、この限りではない。

6. その他

成果物の中で他の文献、資料等の引用した場合出典名を報告書に明記すること。

また、最新のものであることが確認できるように出典日時も明記すること。

7. 疑義

本特記仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議して定めるものとする。

8. 設計積算条件

積算基準 水道事業実務必携（平成29年度改訂版）

積算単価 単価適用日 平成30年4月1日

9. 技術者

本業務における管理技術者は、技術士（上水道及び工業用水道部門）、照査技術者は、技術士（上水道及び工業用水道部門）又はRCCM（上水道及び工業用水道部門）を配置すること。